



## 随意契約理由書

1 案件名称

(仮称) 南部合同庁舎ガス設備工事

2 契約の相手方

大阪瓦斯株式会社

3 随意契約理由

ガス工事の設計、施工及び維持管理等については、ガス事業法第 17 条第 1 項により認可を受けた供給約款にもとづき、一般ガス事業者（本市においては、大阪瓦斯株式会社）が行うこととされています。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局 工務部 施設課 (06-6616-5546)